

宇宙ノオンセン県オオイタマスコットキャラクター「宇宙人U」着ぐるみ貸出要綱

1 目的

宇宙ノオンセン県オオイタマスコットキャラクター「宇宙人U」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

着ぐるみの貸出しは、大分県広報広聴課が行う。

3 貸出物品

貸し出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。

4 貸出方法等

- (1) 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。
 - ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
 - カ 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのあるとき。
 - キ その他、貸出機関が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- (3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- (4) 貸出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。
- (5) 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

6 貸出料

貸出料は、無料とする。

7 損害使用の際の遵守事項

使用にあたっては、「使用マニュアル」及び「着用に関する注意事項」の適用を遵守すること。

8 損害賠償

借受者の不注意により着ぐるみを破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関の責任

着ぐるみの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

- (1) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受者は、着ぐるみ着用及び使用後の手入れ等については別紙の注意事項により取り扱わなければならない。
- (3) その他事項については貸出機関と協議すること。

11 施行期日

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別 表

1 貸し出す物品

物 品 名	規 格 等
宇宙人U着ぐるみ	頭部、全身衣装、中に着用するウレタン素材、手袋、靴

2 貸出機関連絡先

機関名	住所	電話番号
大分県 企画振興部広報広聴課	大分市大手町3-1-1 大分県庁本館3階	097-506-2098

様式 1

令和 年 月 日

大分県企画振興部広報広聴課長 殿

団体等名

代表者名

着ぐるみ借受申請書

宇宙ノオンセン県オオイタマスコットキャラクター「宇宙人U」着ぐるみ貸出要綱に基づき申請します。

1 提出内容

目 的		
使用場所	名称： 住所：	
貸出期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 時間 :	
イベント日時	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 時間 :	
申請者 (担当者)	住所	〒 —
	所属	
	職氏名	
	TEL	
借受アイテム	宇宙人U着ぐるみ 体	
使用状況 公表の可否	可 否	
備考		

※収集した個人情報に関しては、上記申請手続き以外の目的では使用しません。

※万一、着ぐるみに破損や汚損、紛失等が生じた場合、クリーニング代や修理代等を請求することがあります。

2 必要な添付書類 (別添)

- (1) 企画書 (イベント開催内容等使用方法のわかるもの)
- (2) 提出者の概要、現況等を示すもの
- (3) その他

宇宙人U着ぐるみ着用に関する注意事項

1. 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖等の衣類を着用すること。
2. 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。
3. 当日の会場、天候及び体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること。
4. 雨天時は、屋外で使用しないこと。
5. マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
6. 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
7. 使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
8. 着ぐるみが型くずれしないよう、置き方には十分注意すること。
9. 着ぐるみの構造上、身長155cm以下の方が着用すること。
10. 「使用状況公表の可否」を「可」とした場合、イベントの写真の提供をお願いする場合がございます。提供して頂いた写真は、県の広報活動に利用させていただきます。